

ライフコンシェルジュ株式会社 入会のご案内



Welcome to LIFECONCIERGE

CONTENTS

1. 概要書面としての記載事項
2. 会員規約
3. 報酬プラン
4. 会員登録申請書記入見本

概要書面記載7桁番号

本書面は、特定商取引に関する法律に定められた「概要書面」として、会員登録される前に必ず読んでいただくものとなっています。以下の項目をよくお読みになりライフコンシェルジュ株式会社ビジネス、サービス(商品)等を十分にご理解くださいますようお願い致します。

1 契約書面としての記載事項

a. 統括者の名称、氏名、住所、電話番号

統括者 ライフコンシェルジュ株式会社
本店所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目39-6 大同ビル8階
電話番号 03-4405-4074
F A X 03-5615-8990
代表取締役 岡本公功

b. ライフコンシェルジュサービス

1. ライフコンシェルジュサービスとは、ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているサービスであり、サービス業務（役務の提供）の一種となります。
2. ライフコンシェルジュサービスでは、会員の生活に関するあらゆる悩みを、ライフコンシェルジュ株式会社のコンシェルジュがご依頼の解決のサポート、提案、フォロー、アドバイス、情報の提供等を行います。（以下「コンシェルジュサービス」といいます。）
3. コンシェルジュサービスでは、会員の「犯罪以外の生活のあらゆる困り事、相談事、要望に応えること」を心構えとしています。
創意工夫の上、会員の要望以上の答えを提案、回答できるように心掛け、満足していただけるよう「おもてなし精神」のあるサービスの提供に努めています。
4. 会員は、ライフコンシェルジュサービスとして次のサービスを受ける権利があります。
 - ① コンシェルジュサービスの利用
 - ② ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているアプリケーションの利用
 - ③ ライフコンシェルジュ株式会社と提携している店舗、企業の利用と優待
 - ④ ライフコンシェルジュ株式会社が提供している会員ライフサービスの利用
 - ⑤ ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているポイントシステムの利用
 - ⑥ その他ライフコンシェルジュ株式会社が会員に向けて行っているサービスの利用
5. コンシェルジュサービス営業時間
平日 10時00分から20時00分（電話、メール、FAX 対応）
土曜 10時00分から20時00分（メール対応）
定休日 日曜、祝日、年末年始、夏季休業

(定休日については変更する場合があります。)

6. コンシェルジュサービス専用ダイヤル 03-4405-4075

会員は、コンシェルジュサービス専用ダイヤルを通して、コンシェルジュサービスを利用することができます。

コンシェルジュサービス専用ダイヤルでは、ライフコンシェルジュ株式会社のコンシェルジュが会員のご依頼に対応させていただきます。

会員からのご依頼、ご要望に滞りなく対応できるように、会員数やコンシェルジュサービスの利用者数に応じて、随時、ライフコンシェルジュ株式会社のコンシェルジュの在籍人数、在中人数を増加、調整していきます。

なお、会員以外のコンシェルジュサービスでのご依頼は承っておりませんので、ご依頼の際、ご本人確認をする場合がございます。

(コンシェルジュサービス専用ダイヤルでは、報酬プランや会員規則などのコンシェルジュサービス以外のお問合せはお受け致しかねます。)

7. 会員専用 HP

会員は、登録完了後、会員専用 HP をご利用いただけます。

会員専用 HP には、登録時に発行される「会員 ID」と「パスワード」を使用してログインすることができます。

なお、パスワードは、自身で随時、変更することが可能です。

8. ライフコンシェルジュサービス利用方法

① コンシェルジュサービス

会員はコンシェルジュサービスを利用して、ライフコンシェルジュ株式会社のコンシェルジュに生活に関するあらゆる悩み、相談等をご依頼いただけます。

依頼は、電話(コンシェルジュサービス専用ダイヤル)、メール(info@lifcon.com)、FAX (03-5615-8990)、会員専用 HP (lifpay.com) のいずれかの方法でご依頼いただけます。

また依頼の回答につきましては、電話、メール、FAX、会員専用 HP での対応とさせていただきます、面談での対応は致しかねますので、ご了承ください。

② ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているアプリケーション

会員は、会員登録完了後、ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているアプリケーション(以下「ライフコンシェルジュアプリ」という。)を利用することができます。

お持ちのスマートフォンで、Android の場合は GooglePlay、iOS の場合は AppStore

からライフコンシェルジュアプリをインストールしてください。

ライフコンシェルジュアプリを利用するには、登録時に発行される「会員 ID」と「パスワード」が必要となります。

ライフコンシェルジュアプリ名称「conciergeapp」

- ③ ライフコンシェルジュ株式会社が提携している店舗、企業
会員は、ライフコンシェルジュ株式会社が提携している店舗、企業（以下「エキスパート」という。）を利用し、優待を受けることができます。
エキスパートは、ライフコンシェルジュアプリまたはエキスパートポータルサイト（lif-exp.com）で確認することができます。
エキスパートで優待を受けるには、会員であることが必要となります。
- ④ ライフコンシェルジュ株式会社が提供している会員ライフサービス
会員は、ライフコンシェルジュ株式会社が提供している会員ライフサービス（以下「会員ライフサービス」という。）を利用することができます。
会員ライフサービスは、コンシェルジュサービス専用ダイヤルへのお問合せでご利用いただけます。
会員ライフサービスの内容は、会員専用 HP（lifpay.com）→[トップ]→[ライフサービス]より確認いただけます。
- ⑤ ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているポイントシステム
会員は、ライフコンシェルジュ株式会社が提供しているポイントシステム（以下「ポイントシステム」という。）（lifcoin.net）を利用することができます。
会員登録完了後、会員専用 HP（lifpay.com）→[マイページ]→[ポイント管理画面]にて、ポイントシステムのパスワードを設定すると、会員専用 HP（lifpay.com）およびライフコンシェルジュアプリでポイントシステムをご利用いただけます。
ポイントシステムを利用するには、会員 ID とポイントシステムのパスワードが必要となります。
ポイントシステムで使用するポイントを「ライコポイント」（単位：ライコ）といいます。
ライコポイントは、エキスパートでの支払い、ライフコンシェルジュアプリ、コンシェルジュサービスなどにご利用いただけます。
ライコポイントには、「報酬ポイント」「チャージポイント」「ボーナスポイント」の3種類があります。
会員から申請があった場合、報酬ポイントのみ、1ライコ＝1円で、会員のご登録口座にお振込みいたします。

振込みは、毎週金曜 15 時まで申請があったものを翌週火曜(祝日の場合、翌平日の営業日)の 15 時までに行います。

振込みには、別途振込手数料 800 ライコが発生し、10,000 ライコ未満の振込の申請はできません。

c. 会員の種類及び誘致活動について

1. 会員には、「ライフコンシェルジュ会員」と「子会員」の 2 種類があります。
「ライフコンシェルジュ会員」と「子会員」を総称して「会員」といいます。
2. ライフコンシェルジュ会員とは、ライフコンシェルジュサービスを受ける目的およびライフコンシェルジュ会員の誘致活動をする目的で、ライフコンシェルジュ株式会社に登録されている会員のことをいいます。
3. 子会員とは、ライフコンシェルジュサービスを受ける目的でライフコンシェルジュ株式会社に登録されている会員のことをいいます。
子会員は、ライフコンシェルジュ会員の 2 親等以内の親族に限ります。
また子会員は、ライフコンシェルジュ会員の誘致活動をすることはできません。
4. ライフコンシェルジュ会員は、ライフコンシェルジュ株式会社より、第三者へのライフコンシェルジュ会員の誘致活動を正式に認められた者であるが、当社代理店ではなく、ライフコンシェルジュ株式会社との雇用関係もありません。
5. ライフコンシェルジュ会員は、アクティブ状態を保持している場合、ライフコンシェルジュ株式会社が定めた報酬プラン（後記「報酬プラン」参照）に従い、自身の資格および組織の実績に応じて、報酬を受け取ることができます。
6. ライフコンシェルジュ会員に登録完了すると、会員 ID が発行されます。
会員 ID は、契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）および登録完了メール（登録時に申請したメールアドレスに送信されます。）に記載されています。

d. ライフコンシェルジュ会員の登録

1. 会員の資格
 - ① ライフコンシェルジュ会員は、日本在住の満 20 歳以上の個人もしくは日本で設立された法人に限ります。

② 下記項目に該当する者(法人の場合は、代表、役員、従業員、など)は、ライフコンシェルジュ会員に登録できません。

また下記事項に該当すると判明した場合、ライフコンシェルジュ会員資格は、直ちに失効されます。

- 学生(年齢問わず)
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- 成年被後見人、被保佐人
- 国家公務員、地方公務員
- 住居不定の者
- 過去6ヶ月以内にライフコンシェルジュ会員として登録していた者
- 過去にライフコンシェルジュ株式会社からライフコンシェルジュ会員の除名処分を受けた者
- その他ライフコンシェルジュ株式会社がライフコンシェルジュ会員として適当でないと判断した者

③ 勧誘の際、ライフコンシェルジュ会員資格がないことを認識しながら、勧誘行為を行った者は、当該取引において、弊社が負った損害等を請求し、厳格な処分を致します。

2. 会員の登録方法

ライフコンシェルジュ会員の新規登録をする場合、新規で登録する者(法人の場合は、法人の代表権を有する者)がライフコンシェルジュ株式会社所定の「会員登録申請書」を記載してください。

記載した会員登録申請書をライフコンシェルジュ株式会社にEメール(記載した会員登録申請書を添付してentry@lifcon.comへ送信)、FAXまたは会員専用HP(お問合せフォーム)にて送信する、もしくは、会員登録申請書の記載内容を会員専用HP(会員申込)にて登録して、会員登録申請を行ってください。

ライフコンシェルジュ会員の登録には、ライフコンシェルジュ会員登録費1口につき90,000円(税抜)(特定負担)をお支払いいただく必要があります。

ライフコンシェルジュ会員は、子会員にライフコンシェルジュサービスを利用するために1名義につき、最大5口まで登録することができます。

また、既に4口登録以下のライフコンシェルジュ会員は、追加で会員登録費1口90,000円(税抜)(特定負担)を支払うことで、最大合計5口まで登録することができます。

(追加登録)

追加登録を行った場合の契約日は、「追加登録申請」を行い、「会員登録費」を支払い、追加の会員登録完了した日となります。

会員登録申請とライフコンシェルジュ会員登録費の確認が取れ、ライフコンシェルジュ株式会社の承認がされるとライフコンシェルジュ会員の登録が完了します。

ライフコンシェルジュ会員の登録が完了すると、ライフコンシェルジュ株式会社よりお送りする「契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）」を受領していただきます。

※ライフコンシェルジュサービスは、ライフコンシェルジュ会員登録の完了後からご利用いただけます。

3. 法人登録

① 法人としてライフコンシェルジュ会員として登録する場合は、別紙「ライフコンシェルジュ株式会社 法人会員規約」を必ずお読みになり、内容を十分に理解してください。

② 法人としてライフコンシェルジュ会員に登録申請を行う場合、「ライフコンシェルジュ会員登録申請書」を記載して、ライフコンシェルジュ株式会社宛てに FAX または郵送にて送信してください。

※通常の「ライフコンシェルジュ会員登録申請」も行ってください。

③ 法人で登録したライフコンシェルジュ会員は、個人で登録したライフコンシェルジュ会員とは異なり、会員契約の解除が行われた場合、会員登録費の返金はありません。

4. 会員の有効期限

① ライフコンシェルジュ会員資格の有効期限は、会員登録完了日から 1 年間となります。

② ライフコンシェルジュ会員資格は、年間会員更新費 10,000 円（税抜）（年間費）（特定負担）を会員資格が失効される前までにライフコンシェルジュ株式会社にお支払いいただくと、有効期限が 1 年間延長されます。

③ 何らかの理由で契約を解除するか、年間会員更新費をライフコンシェルジュ株式会社に支払われなかった場合、ライフコンシェルジュ会員資格は失効されます。

④ ライフコンシェルジュ会員の会員資格が失効されると、ライフコンシェルジュ会員に関連した全ての資格も失効されます。

e. 特定負担

① ライフコンシェルジュ株式会社に関する特定負担は、以下の項目となります。

■ ライフコンシェルジュ会員登録費

1 口あたり 90,000 円（税抜）

■ ライフコンシェルジュ会員年間更新費

10,000 円（税抜）

- ② ライフコンシェルジュ会員登録費の支払は、ライフコンシェルジュ株式会社が指定する下記金融機関口座へのお振込み、または、クレジットカードでの決済（会員専用 HP）でお支払いください。

金融機関口座

みずほ銀行(金融機関コード：0001) 青山支店（支店コード：211） 普通
口座番号 2295510 口座名義 ライフコンシェルジュ（カ）

- ③ ライフコンシェルジュ会員年間更新費の支払いは、ライフコンシェルジュ株式会社が指定する下記金融機関口座へのお振込み、クレジットカードでの決済（会員専用 HP）、または、ライコポイントシステム（lifcoin.net）で自身が保有しているライコポイント（1 ライコ=1 円）のポイント決済でお支払いください。

金融機関口座

みずほ銀行(金融機関コード：0001) 青山支店（支店コード：211） 普通
口座番号 2295510 口座名義 ライフコンシェルジュ（カ）

f. 会員契約の解除に関する事項

- ① ライフコンシェルジュ会員は、ライフコンシェルジュ株式会社との会員契約を将来に向かっていつでも中途解約することができます。
- ② 「契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）」を受領した日から起算して、90 日以内に会員契約を解除する場合、ライフコンシェルジュ会員登録費から下記項目の金額を差し引いて、返金を受けることができます。
- 契約の締結および履行のために通常要する事務登録手数料
一律 24,800 円（税込）
 - キャンセルに基づく報酬計算や組織図等の変更、反映など事務手続き手数料
1 口につき 9,900 円（税込）
 - 当該キャンセルをした取引において、特定利益を受け取っていた場合、その相応の金額（受け取っていた特定利益）
- ③ 解約を希望する場合は、「解約を希望する口数」「登録申請日」「会員 ID」「契約者名」「住所」「電話番号」紹介者氏名」「説明者氏名」を明記した書面に署名した上で、ライフコンシェルジュ株式会社本店所在地まで郵送してください。
- ④ 法人で登録したライフコンシェルジュ会員は、個人で登録したライフコンシェルジュ会員とは異なり、会員契約の解除が行われた場合、会員登録費の返金はありません。

クーリングオフに関する事項

ライフコンシェルジュ会員の登録後、契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）を受領した日から起算して、20 日以内にライフコンシェルジュ株式会社に対して、書面により、告知を行うことにより、無条件で契約の撤回および契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

契約の解除（クーリングオフ）につき、ライフコンシェルジュ会員より不実告知、威迫や困惑により、契約の解除（クーリングオフ）が妨害された場合には、再度、契約の解除（クーリングオフ）が可能な契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）をライフコンシェルジュ株式会社より交付します。

この契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）を受領した日から 20 日以内に書面により、契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

契約の解除（クーリングオフ）は、契約の解除の告知（書面郵便の場合、郵便消印の日付）を行ったときにその効力が生じます。

契約の解除を行った者は、会員登録費、送料などの会員登録に要した金額を速やかに全額返金いたします。

また、会員の契約の解除に伴う損害賠償または違約金、損害賠償を請求されることはありません。

「クーリングオフの意思表示の書面記載事項」

- 1 解約を希望する口数
- 2 会員 ID
- 3 契約者名
- 4 住所
- 5 電話番号
- 6 紹介者氏名
- 7 説明者氏名

上記事項を書面に記載して、下記宛先へ郵送してください。

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-39-6 大同ビル 8 階

ライフコンシェルジュ株式会社 宛

（宛先電話番号 03-4405-4074）

g. 報酬・収入（特定利益）

1. ライフコンシェルジュ会員は、ライフコンシェルジュ株式会社の定める報酬プランに基づき、自身および自組織のビジネス活動の実績に応じて、報酬（特定利益）を受け取ることができます。
2. ライフコンシェルジュ会員が下記の事項をすべて満たしていなければ、報酬を受け取ることができません。
 - ① ライフコンシェルジュ会員に登録完了してから、第三者に対して、ライフコンシェルジュ株式会社のビジネスを紹介し、新規にライフコンシェルジュ会員に登録した者（紹介実績）が1名以上いること。
 - ② 報酬を受け取る本人が、ライフコンシェルジュ会員として「アクティブ」であること。
3. ライフコンシェルジュ株式会社より報酬を受け取るには、ライフコンシェルジュ会員として「アクティブ」である必要があります。

「アクティブ」とは、下記の事項のいずれかに該当する状態のことをいいます。

 - ① ライフコンシェルジュ会員に登録してから、1年以内の者
 - ② 年間更新費を支払期日までに支払い、会員資格を更新し、かつ、会員資格が失効されていない者
 - ③ レベル13以上のライフコンシェルジュ会員で、月に1度以上ライフコンシェルジュ株式会社が開催する事業説明会、勉強会、セレソン会議のいずれかに参加している者
 - ④ レベル16以上のライフコンシェルジュ会員で、月に1度以上ライフコンシェルジュ株式会社が開催する事業説明会、勉強会のいずれかの講師を行っている者
4. ライフコンシェルジュ会員は、1名義あたり最大5口まで登録することができ、ライフコンシェルジュ株式会社の定める報酬プラン内での「PG」とは、口数のことを言いません。（1口=1PG）
5. 新規にライフコンシェルジュ会員として登録するときの「紹介者」「説明者」「登録補助者」「指定上位者」とは、以下のとおりです。

「紹介者」…ライフコンシェルジュ株式会社のサービス、ビジネスを紹介した者
「説明者」…ライフコンシェルジュ株式会社のサービス、ビジネスの詳細を説明した者
「登録補助者」…会員登録申請のとき、操作方法、記載内容などを補助した者
「指定上位者」…ライフコンシェルジュ会員の組織を構成する上で、上位者となる者

なお、「紹介者」「説明者」「登録補助者」は、新規のライフコンシェルジュ会員の登録する際に事前告知や重要事項の説明責任が伴いますので、正しいライフコンシェルジュ会員の氏名または会員IDを「会員登録申請書」に記載してください。

6. ライフコンシェルジュ株式会社の報酬は、ライフコンシェルジュ株式会社が運営するポイントシステムにて、ライフコンシェルジュ会員に支払われます。
- ライフコンシェルジュ株式会社の報酬は、6種類があり、キャンペーンボーナスを除き、「報酬ポイント」で、ライフコンシェルジュ会員に支払われます。
- なお、キャンペーンボーナスについては、「ボーナスポイント」でライフコンシェルジュ会員に支払われます。
- ① ボリュームボーナス
 - ② スピーカーボーナス
 - ③ タイトルシェアボーナス
 - ④ マッチングボーナス
 - ⑤ アchievementボーナス
 - ⑥ イントロデュースボーナス
 - ⑦ キャンペーンボーナス ※「ボーナスポイント」で支給
7. ライフコンシェルジュ株式会社の報酬は、報酬プランに基づき、毎月1日から末日までの実績を計算し、翌月の最終営業日にポイントシステムにライコポイントで支払われます。
8. 毎月の実績は、月の末日 23 時 59 分に締め切れ、実績の締め切り日時までに、「会員登録申請」「会員登録費の支払い」が行われている必要があります。
9. ライフコンシェルジュ会員の契約の解除が行われた場合、当該会員の契約によって発生した報酬は、次期の報酬より相殺処理またはポイントシステムからの差し引きにより、報酬の返還請求いたします。
- 上記の方法により、報酬の返還がなされない場合または返還請求の金額またはポイントに満たない場合、上位会員より返還請求金額を相殺処理またはポイントシステムからの差し引き、もしくは、当該ライフコンシェルジュ会員に請求いたします。
10. ライフコンシェルジュ会員の組織は、会員登録申請時の上位指定者に応じて構成されます。
- 指定上位者は、紹介者の組織内のライフコンシェルジュ会員に限ります。
- また、指定上位者を変更する場合は、実績月の翌月 3 営業日 17 時 00 分までに「ポジショニング変更依頼書」を記載して、ライフコンシェルジュ株式会社宛てに E メール (entry@lifcon.com)、FAX、会員専用 HP (お問合せフォーム) のいずれかの方法で送信してください。

h. 報酬プラン

1. ライフコンシェルジュ会員は、「h.報酬プラン」に定める報酬プランに応じて、下記項目の報酬を受け取ることができます。

① ボリュームボーナス

- メイン系列：自分自身から始まる各系列において、1 番合計 PG が多い系列を指します。
- サブ系列：自分自身から始まる各系列において、「メイン系列」以外のすべての系列を指します。

毎月のサブ系列の合計 PG の増加数と下記の基本レートを掛けたライコを、ボリュームボーナスとして支払われます。

※基本レート

| | |
|-------|------------|
| 1 口登録 | 3,000 ライコ |
| 2 口登録 | 4,000 ライコ |
| 3 口登録 | 7,000 ライコ |
| 4 口登録 | 8,000 ライコ |
| 5 口登録 | 10,000 ライコ |

ボリュームボーナスには、月々の最大上限があります。

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 口登録、2 口登録 | 500,000 ライコ |
| 3 口登録、4 口登録 | 1,000,000 ライコ |
| 5 口登録 | 1,000,000 ライコ～10,000,000 ライコ※変動 |

5 口登録のライフコンシェルジュ会員のボリュームボーナスの最大上限は、1,000,000 ライコとなりますが、下記項目を 1 つ達成する毎に 1,000,000 ライコ最大上限が増加します。

- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 3 番目に多い系列の合計 PG が 100PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 3 番目に多い系列の合計 PG が 300PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 3 番目に多い系列の合計 PG が 500PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 4 番目に多い各系列の合計 PG が 100PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 4 番目に多い各系列の合計 PG が 300PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 4 番目に多い各系列の合計 PG が 500PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 5 番目に多い各系列の合計 PG が 100PG 以上であること。
- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 5 番目に多い各系列の合計 PG が 300PG 以上であること。

PG が 300PG 以上であること。

- 自分自身から始まる各系列において、合計 PG が 5 番目に多い各系列の合計 PG が 500PG 以上であること。

※上記を 5 項目以上達成した場合でも自分自身から始まる各系列において、3 系列以上が 20PG 以上ずつ増加していなければ計上されません。

※上記を 9 項目以上達成した場合でも自分自身から始まる各系列において、4 系列以上が 50PG 以上ずつ増加していなければ計上されません。

※上記を達成した場合、次月の実績より、自身の報酬上限が上がります。

② スピーカーボーナス

自身がライフコンシェルジュ株式会社のサービス、ビジネスなどについて、第三者に説明して、説明を受けた人が新しくライフコンシェルジュ会員に登録または口数を追加登録すると自身が説明者となり、説明実績が計上されます。

「会員登録申請」の際、「説明者」を記入する欄があるので、必ず、ライフコンシェルジュ株式会社のサービス、ビジネスなどについて説明を行った人のライフコンシェルジュ会員の氏名または会員 ID を記入してください。

■ アドバイザーと認定アドバイザー

ライフコンシェルジュ会員は、自身のレベルがレベル 5 以上になると「アドバイザー」、自身のレベルがレベル 7 以上になると「認定アドバイザー」の試験を受けることができます。

各試験に合格すると、「アドバイザー」「認定アドバイザー」に昇級することができます。

※アドバイザー、認定アドバイザー以外のライフコンシェルジュ会員は、一般会員といえます。

自身が説明実績を計上した場合、下記の「説明実績報酬」に基づき、スピーカーボーナスが支払われます。

説明実績報酬

一般

| | |
|-------|-----------|
| 1 口登録 | 1,000 ライコ |
| 2 口登録 | 2,000 ライコ |
| 3 口登録 | 3,000 ライコ |
| 4 口登録 | 4,000 ライコ |
| 5 口登録 | 5,000 ライコ |

アドバイザー

| | |
|-------|-----------|
| 1 口登録 | 1,500 ライコ |
|-------|-----------|

| | |
|------|-----------|
| 2口登録 | 3,000 ライコ |
| 3口登録 | 4,500 ライコ |
| 4口登録 | 6,000 ライコ |
| 5口登録 | 7,500 ライコ |

認定アドバイザー（認定講師を含む）

| | |
|------|------------|
| 1口登録 | 2,000 ライコ |
| 2口登録 | 4,000 ライコ |
| 3口登録 | 6,000 ライコ |
| 4口登録 | 8,000 ライコ |
| 5口登録 | 10,000 ライコ |

※WEB 申請以外の方法での会員登録申請は、スピーカーボーナスの対象外となります。

③ タイトルシェアボーナス

- レベル：サブ系列の合計 PG などによって、0～22 のレベルが決定いたします。

| | |
|--------|--|
| レベル 0 | 会員登録時(初期レベル) |
| レベル 1 | 自身の直下にライフコンシェルジュ会員が 1 人いる |
| レベル 2 | 自身の直下にライフコンシェルジュ会員が 2 人いる |
| レベル 3 | ・自身のサブ系列の合計 PG が 5PG 以上である ・自身が紹介者として登録したライフコンシェルジュ会員が 1 人以上いて、かつ、自身が 5 口登録している ※いずれかを達成でレベル 3 |
| レベル 4 | 自身のサブ系列の合計 PG が 10PG 以上である |
| レベル 5 | 自身のサブ系列の合計 PG が 20PG 以上である |
| レベル 6 | 自身のサブ系列の合計 PG が 30PG 以上である |
| レベル 7 | 自身のサブ系列の合計 PG が 50PG 以上である |
| レベル 8 | 自身のサブ系列の合計 PG が 70PG 以上である |
| レベル 9 | 自身のサブ系列の合計 PG が 100PG 以上である |
| レベル 10 | 自身のサブ系列の合計 PG が 150PG 以上である |
| レベル 11 | 自身のサブ系列の合計 PG が 200PG 以上である |
| レベル 12 | 自身のサブ系列の合計 PG が 300PG 以上である |
| レベル 13 | 自身のサブ系列の合計 PG が 500PG 以上である |
| レベル 14 | 自身のサブ系列の合計 PG が 800PG 以上である |
| レベル 15 | 自身のサブ系列の合計 PG が 1,200PG 以上である |

| | |
|--------|--------------------------------|
| レベル 16 | 自身のサブ系列の合計 PG が 2,000PG 以上である |
| レベル 17 | 自身のサブ系列の合計 PG が 3,000PG 以上である |
| レベル 18 | 自身のサブ系列の合計 PG が 5,000PG 以上である |
| レベル 19 | 自身のサブ系列の合計 PG が 7,000PG 以上である |
| レベル 20 | 自身のサブ系列の合計 PG が 10,000PG 以上である |
| レベル 21 | 自身のサブ系列の合計 PG が 15,000PG 以上である |
| レベル 22 | 自身のサブ系列の合計 PG が 20,000PG 以上である |

- タイトル：レベル 7 以上を達成すると、それぞれタイトルが付与されます。

| | |
|---------------|-----------|
| レベル 7～レベル 9 | シュバリエ |
| レベル 10～レベル 12 | オフィシエ |
| レベル 13～レベル 15 | コマンドゥール |
| レベル 16～レベル 17 | グラントフィシエ |
| レベル 18～レベル 19 | グランクロワ |
| レベル 20～レベル 21 | グランシャンセリエ |
| レベル 22 | グランメートル |

タイトル保持者（レベル 7 以上）で、下記の「報酬獲得条件」を満たした場合、ライフコンシェルジュ株式会社のライフコンシェルジュ会員のビジネス活動の売上の一部を 4 ヶ月に 1 度（支給月 4 月、8 月、12 月）に対象月の「報酬計上条件」を満たしている月のみ、タイトルシェアボーナスとして支払われます。

ただし、2 口登録以下のライフコンシェルジュ会員は対象外となります。

※報酬獲得条件

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 4 月支給分 （対象月：支給月前の 12 月～3 月） | 対象月に開催されるセレソン会議に 1 回以上参加していること。 |
| 8 月支給分 （対象月：支給月前の 4 月～7 月） | 対象月に開催されるセレソン会議に 1 回以上参加していること。 |
| 12 月支給分 （対象月：支給月前の 8 月～11 月） | 対象月に開催されるセレソン会議に 1 回以上参加していること。 |

※報酬計上条件

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| レベル 7～レベル 15 | 説明実績で単月合計 10PG 以上契約をあげた月のみ計上します。 |
| レベル 16～レベル 22 | ・説明者として単月で合計 20PG 以上契約をあげた月のみ計上します。 |

| | |
|---------------|--|
| レベル 16～レベル 22 | ・自身の組織のサブ系列の増加口数が単月 100PG 以上の月のみ計上します。 |
|---------------|--|

④ マッチングボーナス

下記の「マッチングボーナス獲得対象」の獲得条件に基づき、自身の組織のライフコンシェルジュ会員が獲得したボリュームボーナス 3%がマッチングボーナスとして支払われます。

レベル 10 以上の会員は、当月獲得報酬がマッチングボーナスのみの場合、当月のマッチングボーナスは、発生致しません。

マッチングボーナス獲得対象

| 階層 | 獲得条件 |
|----|---------------------------|
| 3 | 1 口登録 |
| 4 | 2 口登録 |
| 5 | 3 口登録 |
| 6 | 3 口登録でレベル 5 以上、または、4 口登録者 |
| 7 | 3 口以上の登録でレベル 10 以上 |
| 8 | 3 口以上の登録でレベル 15 以上 |
| 9 | 3 口以上の登録でレベル 20 以上 |
| 10 | 3 口以上の登録でレベル 22 以上 |

⑤ アchievement ボーナス

アチーブメントボーナスは、アチーブメントボーナス A～E の 5 種類あり、ライフコンシェルジュ会員に登録してから、各種条件を達成することで 1 度だけ報酬を受け取ることができます。

■ アチーブメントボーナス A

自身の 1 階層に 2 人、2 階層に 4 人のライフコンシェルジュ会員が登録されると、30,000 ライコ（自身の 1 口目登録日より 30 日以内の達成で 70,000 ライコ）が獲得できます。

■ アチーブメントボーナス B

自身が 3 口以上登録しており、1 階層に 2 人、2 階層に 4 人の 3 口以上のライフコンシェルジュ会員が登録されると、30,000 ライコ（自身の 3 口目の登録日より 30 日以内の達成で 70,000 ライコ）が獲得できます。

■ アチーブメントボーナス C

自身がタイトルを獲得する度に規定に基づき、以下の達成報酬を獲得することができます。

シュバリエ（レベル 7） 50,000 ライコ

オフィシエ（レベル 10） 100,000 ライコ
 コマンドゥール（レベル 13） 200,000 ライコ
 グラントフィシエ（レベル 16） 500,000 ライコ
 グランクロワ（レベル 18） 1,000,000 ライコ
 グランシャンセリエ（レベル 20） 2,000,000 ライコ
 グランメートル（レベル 22） 5,000,000 ライコ

※アチーブメントボーナス C は、3 口以上の登録しているライフコンシェルジュ会員の方のみ、対象となります。

■ アチーブメントボーナス D

自身が 4 口以上登録しており、1 階層に 2 人、2 階層に 4 人の 4 口以上のライフコンシェルジュ会員が登録されると、30,000 ライコ（自身の 3 口目の登録日より 30 日以内の達成で 70,000 ライコ）が獲得できます。

■ アチーブメントボーナス E

自身が 5 口以上登録しており、1 階層に 2 人、2 階層に 4 人の 5 口以上のライフコンシェルジュ会員が登録されると、30,000 ライコ（自身の 3 口目の登録日より 30 日以内の達成で 90,000 ライコ）が獲得できます。

⑥ イントロデュースボーナス

イントロデュースボーナスは、自身の登録口数により、レートが変動し、レートに当月の紹介実績の総 PG 数を掛けたライコがイントロデュースボーナスとして支払われます。

| | |
|-------|-----------|
| 1 口登録 | 1,000 ライコ |
| 2 口登録 | 2,000 ライコ |
| 3 口登録 | 3,000 ライコ |
| 4 口登録 | 4,000 ライコ |
| 5 口登録 | 5,000 ライコ |

⑦ キャンペーンボーナス

キャンペーンボーナスは、「h.報酬プラン」に定める報酬プランの①～⑥とは別の報酬プランをライフコンシェルジュ株式会社が一定の期間で定め、定めた報酬プランを達成すると、獲得することができます。

ただし、キャンペーンボーナスで獲得したライコについてはボーナスポイントとして支払われ、ライコポイントの現金化は行う事ができません。

i. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

ローン提携販売の方法、または包括信用購入斡旋もしくは個別信用購入斡旋の方法に

より役務の提供を行う場合には、割賦販売法の規定に基づき、ライフコンシェルジュ株式会社に生じている事由をもって対抗することができます。

j. 特定商取引法等の関連法規における重要事項

1. ライフコンシェルジュ会員は、第三者に対して、ライフコンシェルジュサービスの紹介、ライフコンシェルジュ会員登録の斡旋、誘致、勧誘などのビジネス活動を行うことができます。
2. ライフコンシェルジュ会員のビジネス活動は、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」、消費者契約法、その他関連法規の規制を受けます。

ビジネス活動を行う際は、相手方にライフコンシェルジュ株式会社のビジネス活動が特定商取引法に定める連鎖販売取引であること、および以下の事項を十分に説明してください。

① 氏名等および勧誘目的の明示(特定商取引法第 33 条の 2)

勧誘を行うに先立って相手方に、本名（法人の場合は会社名およびビジネス活動を行う個人名）、ライフコンシェルジュ株式会社、ライフコンシェルジュ株式会社の会員であること、特定負担を伴うビジネスの勧誘が目的であること、ライフコンシェルジュサービス（コンシェルジュサービスなど）ならびにライフコンシェルジュ株式会社のビジネスが特定商取引に定める連鎖販売取引であることをはっきり告げてください。

② 書面の交付(特定商取引法第 37 条)

勧誘を行う際は、相手方の会員登録の意思の有無に関わらず、紹介者記入欄が記載された「概要書面（ライフコンシェルジュ株式会社 入会のご案内）」を渡し、内容を説明しなければいけません。

■ 契約の締結後に発送する「契約書面（ライフコンシェルジュ株式会社 契約のご案内）」を十分によく読み、理解するようにご案内ください。

③ 不実告知の禁止等に関する事項(特定商取引法第 34 条)、その他遵守事項

■ 勧誘を行う際は、以下の事項について明確に説明しなければいけません。

- ・ サービス（役務の提供）の内容について
- ・ 特定負担について
- ・ 契約の解除(クーリングオフを含む)について
- ・ 特定利益について
- ・ その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼすこと重要な事項について

■ 勧誘に際して、または契約の解除を妨げるために上記の事項について、重要な事項を告げないこと、および事実でないことを告げることは、特定商取引法により罰せられます。

- 勧誘するにあたって、相手を困惑させたり、威迫行為を行ったりすることは、特定商取引法により罰せられます。
- 事務所、自宅、セミナー会場など公衆の出入りしない場所を使用して勧誘を行う場合に、事前に勧誘目的を告げずに勧誘することは、特定商取引法により罰せられます。
- 「ライフコンシェルジュ会員にはならない」「ライフコンシェルジュの勧誘はお断りします」などと言われた方に対し、期間をおかずに何度も勧誘を行うなど、迷惑を与える行為は禁止しています。
- 特定商取引法等関連法規を遵守し、ライフコンシェルジュ株式会社の会員規約に則った勧誘を行ってください。
- 第三者（他の会社、当社の関連会社を含む）および当社に無断で、商標、会社名、ロゴマーク等の知的財産を使用することはできません。
- ライフコンシェルジュ会員としてビジネス活動を行うことによって得られる可能性のある利益収入（特定利益、報酬など）を保証したり、利益を見積もったり、組織構築や支払いの約束はできません。
（例「誰でも簡単に稼げる」「権利収入が入ってくる」「何もしなくても儲かる」など）
- ライフコンシェルジュ株式会社の商標、商号は、すべて当社に帰属するものであり、無断で使用することは禁止しています。

2 会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、ライフコンシェルジュ株式会社（以下「当社」といいます。）及びライフコンシェルジュ会員及び子会員（合わせて「会員」といいます。）との契約に適用されます。

会員は、会員としてサービスを利用し、あるいは誘致活動等のビジネス活動（以下「ビジネス活動」といいます。）を行う場合、上記「契約書面としての記載事項」及び本規約を確認の上、その内容に同意したものとみなされます。

a. 注意事項

1. ライフコンシェルジュ会員のビジネス活動をする上で、他社製品あるいは他社サービス、その他組織販売、連鎖販売をすることはできません。
2. 当社の会員、組織を利用して、他の組織販売、連鎖販売等のビジネスの参加、斡旋に活用することは禁止しています。
3. ライフコンシェルジュ会員は、お互いに尊重し、共に協力し合い、ビジネス活動を行います。

他人を誹謗中傷したり、他の組織、ビジネスを非難したりしてはいけません。

b. 名義の変更

1. 会員の名義は、原則、他人に変更、譲渡することはできません。
ライフコンシェルジュ会員本人が、死亡、重篤な疾病その他やむを得ない事情によりライフコンシェルジュ会員としてのビジネス活動の継続が困難であり、当社が認めた場合限り、ライフコンシェルジュ会員本人の二親等以内の親族に名義を変更することができます。
名義変更を行う場合、別途 10,000 円（税抜）の名義変更手数料がかかります。
2. 法人会員の名義は、いかなる場合においても、名義を変更することはできません。
当該法人が下記事項に該当した場合、会員資格は失効されます。
 - ① 破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の申立があったとき
 - ② 仮差押、仮処分または差押の命令または通知があったとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた時
 - ④ 監督官庁より、営業停止、取消などの処分を受けたとき
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑥ その他上記各号に準ずる事由があったとき
3. ライフコンシェルジュ会員の名義の変更を行う場合、会員専用 HP より「会員情報変更申請書」をダウンロードしてください。
「会員情報変更申請書」の記入欄をすべて記載し、当社宛てに FAX または郵送してください。
また、変更内容を会員専用 HP にて、変更の web 申請を行ってください。
書面と申請を当社が確認し、承認されると、反映されます。

c. 新規登録

1. 新規で会員に登録するときに、下記事項に該当する登録は禁止しています。また、下記事項が発覚した場合、契約の解除、当社が当該取引において被った損害を請求します。
 - ① 他人名義での登録
 - ② 偽名での登録
 - ③ 「会員登録申請書」の代筆での登録
 - ④ 名義に貸し借りによる登録
 - ⑤ その他上記各号に準ずる不正な登録
2. ライフコンシェルジュ会員の会員登録費は、特定負担となります。
金銭の貸し借り、第三者による立替、融資等の紹介、斡旋を行ってはいけません。

d. 個人情報の取り扱い

1. 当社は、登録、取引により得た会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、金融機関口座など）を厳格に取り扱い、個人のプライバシーを最大限に尊重し、安全管理と保護に努めます。

2. 個人情報、当社（関連会社を含む）と提携企業、提携業者が、個人情報保護のもと、ライフコンシェルジュサービスの運用、報酬の計算・支払、販促品・販促資料等の送付、当社の説明会等の催事その他当社の業務運用の目的のために、必要な範囲内でのみ利用します。
3. 当社では、登録、取引により得た会員の個人情報を本人の同意なしに第三者（当社の関連会社と提携企業、提携業者を除く）に提供することはありません。ただし以下の場合は除きます。
 - ① 法令または個人情報保護法による第三者提供が認められている場合
 - ② ライフコンシェルジュ会員のビジネス活動による組織管理、組織レポート、連絡事項等で必要と判断された当事者情報を告知する場合。

e. パスワード及び会員 ID の管理

1. 会員は、自己の責任において、パスワード及び会員 ID を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワードまたは会員 ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、ライフコンシェルジュ株式会社は一切の責任を負いません。
3. 会員は、パスワードまたは会員 ID が盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨をライフコンシェルジュ株式会社に通知するとともに、ライフコンシェルジュ株式会社からの指示に従うものとします。

f. 禁止行為

1. 会員は、以下の行為をしてはならないものとします。会員が以下の各項のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、当該行為により当社に生じた一切の損害等の賠償を求めることができるものとします。
 - ① 本サービスの運営を妨げ、その他本サービスの提供に支障をきたす行為、又はそれらのおそれのある行為
 - ② 他の会員、第三者、及び当社の著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - ③ 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、又はそれらの恐れのある行為
 - ④ 当社又は登録施設が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - ⑤ コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信する行為
 - ⑥ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑦ 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - ⑧ その他当社が不相当と判断する行為

2. 当社は、本サービスにおける会員による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると当社が判断した場合には、会員に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

g. 本サービスの停止等

1. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止または中断することができるものとします。
 - ① 本サービスに係るハード・ソフト・通信機器設備等に関わる点検、保守作業又は修理作業を定期的又は緊急に行う場合
 - ② コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
 - ③ 火災、停電、天変地異等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - ④ 戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑤ その他、当社が必要と判断した場合
2. 当社は、当社の判断により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。ただし、緊急の場合は事後的に通知を行い、又は、通知を行わない場合があります。
3. 当社は、本サービスの利用希望者、会員または第三者に対して、本条各項に定める停止等による損害について、一切の責任を負いません。

h. 設備の負担等

1. 本サービスを受けるために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、会員の費用と責任において行うものとします。
2. 会員は、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピュータ・ウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 会員は、本サービスの利用開始に際し、または本サービスの利用中に、当サイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を会員のコンピュータ等にインストールする場合には、会員が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は会員に発生した如何なる損害について、一切責任を負わないものとします。

i. 権利帰属

1. 本サービスに関する所有権及び著作権その他の関連する知的財産権（以下「著作権等」と言います。）はすべて当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の著作権等の使用許諾を意味するものではありません。

2. 本サービスを利用して、会員が投稿その他送信を行った画像、動画、文章その他のデータについては、当社において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。

j. 登録取消し等

1. 当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、または会員としての登録を取り消すことができます。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 支払停止若しくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - ④ 6カ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
 - ⑤ c. 新規登録の第1項各項に該当する場合
 - ⑥ その他、当社が当該会員に対し本サービスの提供を継続することが適当でないと判断した場合
2. 前項各項のいずれかの事由に該当した場合、会員は当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければならない。
3. 当社は、本条第1項に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

k. 保証の制限

1. 会員が当社から直接または間接に、本サービス、当社ウェブサイト、本サービスのほかの会員その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は会員に対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行わないものとします。
2. 会員は、本サービスを利用することが、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて検討・判断するものとし、当社は、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

l. 免責及び損害賠償の制限

1. 本サービス及び誘致活動に関連して会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員の責任において処理及び解決するものとし、当社は係る事項について一切責任を負いません。
2. 本サービスが提供する情報について、その情報の完全性、正確性、安全性、網羅性、有効性等（以下「完全性等」といいます。）のすべてについて当社は一切の保証をせず、会員自らが当該情報の完全性等について判断するものとします。会員が本サービスの

提供する情報の完全性等を信頼したことによって生じた一切の損害について、当社は一切責任を負いません。

3. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、会員のメッセージ又は情報の削除又は消失、会員の登録の取消し、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して会員が被った損害につき、当社に故意又は重過失がある場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとしします。
4. 当社は、本サービスに関連して会員が被った損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切賠償の責任を負いません。消費者契約法の適用その他の理由により当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去6カ月の期間に会員から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

m. 会員の賠償等の責任

1. 会員は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理及び解決するものとし、会員の行為により第三者から当社が損害賠償請求を受けた場合、当社に対し、当社に生じた損害及び費用を補償しなければなりません。

n. 秘密保持

1. 本規約において、「秘密情報」とは、本サービスに関連して、会員が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、または知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の各項に該当することを会員が客観的に立証できる情報は、秘密情報から除外するものとしします。
 - ① 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得した時に、既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの
 - ② 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - ③ 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - ⑤ 当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの
2. 会員は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に対し当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとしします。
3. 前項の定めにかかわらず、裁判所、監督官庁等から法令の定めるところに従い秘密情報

の開示を義務づけられた場合には、会員は、合理的な範囲内において当該秘密情報を開示することができます。この場合、会員は、開示前に開示内容および開示先等の必要事項を書面により当社に通知するものとします。

4. 会員は、本契約の終了の前後を問わず、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びそのすべての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

o. データ管理

1. 会員は、本サービスの利用に関連して入力、提供又は伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとします。
2. 当社は、会員が利用する情報に関して、本サービスを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、その情報を復元する目的でこれを別に記録して一定期間保管しますが、復元の義務を負うものではありません。

p. 有効期間

本契約の有効期間は、本サービスの提供期間中、会員について第 3 条に基づく登録が完了した日から当該会員の登録が取り消された日まで、当社と会員との間で有効に存続するものとします。

q. 本規約の変更

1. 当社は、会員の承諾を得ることなく、当社が必要と認める場合には本規約を変更できるものとします。当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、当社から当サイト上もしくはメール等のその他の手段をもって利用者へ通知した時に効力が生ずるものとします。
2. 本規約の変更後に会員が本サービスを利用した場合には、当該変更を承諾したものとみなします。

r. 連絡・通知

本サービスに関する問い合わせその他会員から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から会員に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

s. 分離可能性及び有効性

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、係る譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業

t. 存続規定

本契約の終了にかかわらず、i. 権利帰属、l. 免責及び損害賠償の制限、m. 会員の賠償等の責任、n. 秘密保持、s. 分離可能性及び有効性、u. 準拠法及び合意管轄、v. 協議事項及び本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

u. 準拠法及び合意管轄

本規約及び本契約の準拠法は、日本法とし、本規約または本契約に関連して生じた紛争について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

v. 協議事項

本規約および本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本規約または本契約に定めのない事項については、法令の規定並びに慣習に従うほか、当社および会員双方が誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

ライフコンシェルジュ会員の皆様へ

報酬受給者は、納税義務が発生しますので、正しい税務申告を行ってください。申告方法の詳細については所轄の税務署等へお問合せ下さい。

契約書面の内容をしっかりと読みいただき、内容を十分に理解してください。

| | |
|----------|-------|
| 概要書面交付日 | 年 月 日 |
| 書面交付者氏名 | |
| 書面交付者連絡先 | |
| 書面受取者氏名 | |

ライフコンシェルジュ株式会社